

倒産手続の目標

東アジア倒産再建協会中国支部長 王衛国教授

第四回東アジア倒産再建シンポジウムは、韓国・ソウルにおいて開催されました。演説に先立って、まず会議の成功なる開催のため、様々な準備をしてくださった主催者に対し、感謝の意を申し上げ、またご多忙の中ご出席になった中日韓三ヶ国からの来賓たちを心より歓迎いたします。

東アジア倒産再建協会及びその主催する東アジア倒産再建シンポジウムは、中日韓三ヶ国の業界関係者が共同で築いた交流の場であり、そして友情の橋であります。我々は、このプラットフォームを生かし、経験と知恵を分かち合い、各国の倒産法の有効なる実施とその健全化を図り、地域全体の繁栄を促進したいという共通の思いを抱いています。さらに、これを土台とし、東アジア以外の倒産学界及び実務家のところにも私たちの声を届け、もっと国際的な場お互いに勉強しあう環境を整いたいと思います。

2009年、第一回東アジア倒産再建シンポジウムがソウルにて開催された頃、ちょうど国際的な金融危機が勃発した時でありました。その後、三年もの時間が経ち、金融危機そのものが抑えられたものの、それが残した副作用がまだ完全に消えたとは言えません。欧米諸国であってもアジア地域であっても、景気の回復がなお訪れていません。こういう状況の中、各国の企業は長期的に苦しい経済事情に耐えざるを得るようになっていきます。それで、倒産法の有効なる実施とさらなる健全化は、非常に重要な課題だと思われています。

昨年以來、中国において中小企業の倒産事件が相次いで起こりました。これは、国際金融危機の影響を受けた一面がある一方、中国経済自体の構造的な矛盾にも深く影響されています。例えば、中国では金融資産の9割以上が銀行業界に集中して、それに非金融業界の融資の8割が銀行の間接金融に頼っています。こういう金融システムの構造は、中国企業の高い負債比率を作り出している。また、中国銀行業の資産は大手銀行に集中しているし、大手銀行の貸出業務が中小企業の需要とかなり乖離しています。そのため、中小企業は民間のヤミ金融に頼るしかなく、倒産のリスクをさらに高めました。かかる構造的矛盾という背景の中、中国の指導部は「経済モデルの転換」との戦略を打ち出しています。いま、中国経済はまさに国の戦略をもとに、新しい経済モデルを模索しつつある段階にあります。それに、転換・過渡期においてGDP増加率の低下など景気低迷の傾向も見られています。つまり、企業倒産件数の増加は予測できることでもあります。

それで、激動の時代背景に身を置かれた我ら倒産法の関係者たちは、強い責任感を感じています。この場をお借りし、私の愚見を皆様と分かち合いたいと思います。

1999年5月に、国際通貨基金（IMF）は、「秩序のある有効な倒産手続：その重要課題」という題名の研究レポートを出していました。その中、「秩序があり、そして有効な倒産手続の欠如が経済危機または金融危機の深刻化をもたらすことは、いままでの経験によって証明されている。倒産手続が有効に実施されることが保証されないかぎり、債権者にとって、常に債権の回収不能のリスクにさらされ、信用業界の将来的な可用性も著しく害されることになる。（中略）秩序のある有効な倒産手続の安定的な適用は、経済成長や競争の促進を図り、金融危機の予防と解消にも寄与する。それは、かかる倒産手続は債権者により慎重な責任意識を求め、債権者に貸出額拡大につき安心感を与えている」としています。それで、当該レポートは、予見可能性（Predictability）、処遇の平等性（Equitable Treatment）、透明性（Transparency）と三つの一般的な目標を提示しました。

その中、予見可能性とは、市場リスク及びリスクの分配に対する市場主体の予期であり、確定性の樹立という役割を果たしています。ある意味では、法律ということは、不確定の世界において人々に確定性の認識・確信を与えるものであります。確定性は一種の制度的な約束であり、人々に安心感・信頼感を生じさせています。そして、この安心感・信頼感は商業社会、特に金融社会の重要な柱となっていま

す。そのため、実際に予見可能性は法の支配（Rule of Law）に関する命題でもあります。一国の倒産制度は必ず守られなければなりません。さらに、立法者であれ、裁判官であれ、弁護士であれ、すべての法律関係者が法律の威厳を守り、倒産制度の公信力を維持しなければなりません。

また、処遇の公平性とは、当事者間の平等及び利益衡量的問題であります。もし当事者間の平等を揺らぐべからず秩序だと捉え、裁判官の良心と道徳的な拘束によるものだと考えれば、利益衡量はそれと違い、一種の動態的なプロセスであり、手続関係者の理性と知恵によって実現されることでしょう。もちろん、かかる秩序とプロセスは、根本的に倒産法の集団性原則によって支えられています。ただし、こういう集団性原則は、場合によって積極的なこと、すなわち利益共同体としての連帯感またはウィンウィン関係の追求につながりますが、場合によって消極的なこと、つまり多数決のゲームルールを悪用し、その他当事者の訴求を排除して事実上の不公平を生み出すことにも結びついています。

さらに、透明性とは、実際上は、予見可能性及び処遇の公平性に対する重要な担保であります。透明性の原則は、手続関係者がその権利行使において必要とされるすべての情報を収集できるように、倒産手続に要求を立てています。企業の倒産が情報の不均衡の結果だということは、かつての経験で証明しています。そして倒産手続における不確定性と処遇の不平等も常に透明性の欠如と密接な関係を有しています。透明的な倒産手続は、単に手続参加者、特に債務者がその義務を果たすことにとどまらず、裁判所や管財人などの職権機関の責務も意味しています。

以上の三つの目標は、一国の倒産制度の健全性や実効性を検証する重要な基準となります。例えば、中国において、現行の倒産制度のもとで、債務者が倒産の状態に陥った場合、債権者はその権利が適切に保護されることに自信を持っていますか。異なる権利者たちは、倒産手続の中で公平取り扱われますか。また、裁判所と管財人が債権者に対し債務者の財産状況を精査できる条件を保証していますか。もしその答えがノーだとすれば、どこが問題であり、その理由はいかなるもので、そして解決の方策があるのでしょうか。

上記三つの目標において、我々はまず手続の秩序性、すなわち公平性に着眼すべきであり、次にその有効性＝効率性に注目しなければなりません。公平とは、効率の前提条件ではありますが、効率そのものではありません。実は、公平な手続は非常にコストがかかるものであります。手続関係者がたとえ公平性に伴うコストに対して一定の覚悟を整ったとしても、決して効率なき倒産手続まで受け入れられるわけではありません。特に、再建型手続において、企業を救うことはよく手続の公平性に優先する順位に置かれています。ゲーム参加者たちにとって、ゲームの結果がゼロまたはマイナスになった場合、公平な処遇もその意義を失ったと、ときどき言われています。しかし、逆に、もし不公平な競争のわけで一部の人がもらうべからずものを手に入れ、残った人がもらうべきものを失ったとしたら、かかる効率はいったい受け入れられるべきことでしょうか。

さて、公平性を犠牲にしないまま、効率性を上げる手段はあるのでしょうか。これは、議論に値する話題だと思います。いままでの経験をもとに、少なくとも以下の二点は注意すべきものだと考えられます。

まずは、市場（Market）であります。実際に、20年もの発展を経た倒産再建手続は、企業の再建を一つの新型の金融市場にしました。アメリカまたはその他先進国では、投資ファンド等による企業再建への活発的な参加はすでに注目を浴びています。リスクマネーの企業再建分野への流入は、以下の変化をもたらしていました。（1）再建中企業にとって、その資金供与源が多くなったこと（2）企業再建のコストとリスクが分散化したこと（3）スポンサーの企業経営への関与度が高められたことなどが挙げられます。こういう現象は、企業再建の成功率の上昇及びマーケット全体の楽観的な態度を意味しています。そのため、倒産法の次なる改革は、上記のリスクマネーの供給者に対して、手続により参加しやすい環境やより有力な利益保障のため、特別に手続的な準備をすべきだと思います。正直に言えば、中日韓のいずれの国でも、その現行制度が再建型手続におけるスポンサーの地位または利益に対する保障も、十分とは言えません。現行の倒産制度は、相変わらず既存の債権者と債務者間の利益調整から倒産法

の趣旨を捉え、倒産制度が一つのオープンなマーケットだとはまだ考えていません。

次は、専門家（Professionals）であります。倒産再建とは、専門的な知識や技術が大量に取り入れられ、弁護士・公認会計士など数多くの専門家の共同作業によって支えられる事業であります。中国の新・企業破産法は、かつて専門家主導の管財人制度の確立を一つの重要課題としていました。そして、2007年以来、倒産事件における管財人の選任及び管財人報酬の決定について、中国の最高人民法院は二つの司法解釈を制定し、最近、管財人や手続費用に関する新たな司法解釈も検討されています。一連の司法解釈は、我が国の管財人の育成などにたいして大きく促進の役割を果たしました。これから、いかに管財人の質を高め、そして企業再建に関連するその他専門的なサービス（例えば、会計監査や融資の仲介など）の促進は、重要な話題となっています。それに、倒産法の業界協会を建設し、業界内部の自律や業務能力の向上も、進められるべき仕事だと思えます。

総じて言えば、倒産法の改革は、すでに新たな時代に踏み出しました。世界的な金融危機から教えてもらった教訓を検討し、将来の金融システムの青写真を描くという激動な時代において、我々も既存の立法や実務を通して、真剣に議論しなければなりません。それで、今回シンポジウムにご参加になった各国の方々も新しい啓発を受け、長期の交流を続けようという熱情が沸いてくるように、心より期待しております。

最後にもう一度、今回シンポジウムが成功なる大会になるように、お祈りいたします。